文例１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文例２





文例３

【発効日】令和５年１０月１日

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

奈良労働局・労働基準監督署

**奈良県最低賃金　　　時間額　９３６円**

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください

問合せ先 コールセンター ０１２０－３６６－４４０

文例４

守ってね！最低賃金。



時間額

９３６円

令和５年１０月１日発効

奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・派遣労働者等

すべての労働者に適用されます。

　 奈良労働局賃金室　０７４２－３２－０２０６

中小零細規模の事業者の皆様へ

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください

詳しくは厚生労働省または奈良労働局ホームページをご参照ください

・賃金引上げを支援（生産性の向上）

→業務改善助成金コールセンター ０１２０－３６６－４４０

文例５　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文例６

**（令和５年10月１日発効）**

**（令和５年10月１日発効）**

奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・

奈良県最低賃金はすべての労働者に適用されます。

派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

奈良労働局・労働基準監督署

生産性の向上に「業務改善助成金」の

活用をご検討ください

問合せ先　コールセンター

０１２０・３６６・４４０

文例７　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　文例８

最低賃金を

守りましょう！

奈良労働局賃金室　０７４２・３２・０２０６

**（令和５年10月１日発効）**

奈良県最低賃金は正社員のみでなく、パート・アルバイト・

派遣労働者等すべての労働者に適用されます。

生産性の向上に「業務改善助成金」の活用をご検討ください

問合せ先　コールセンター ０１２０・３６６・４４０

